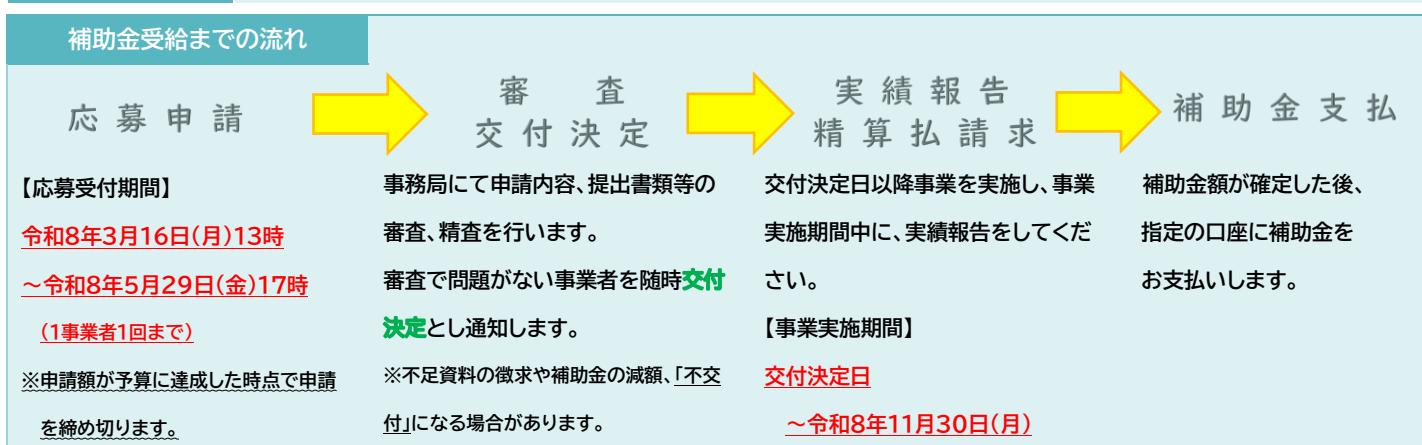


**国の重点支援地方交付金活用事業
令和8年福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援事業補助金
(エネルギーコスト削減補助金) 公募案内**

県内中小企業者はエネルギー価格の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい経営環境に直面しています。省エネ効果の高い設備・機械等への更新を支援することで、エネルギー価格高騰に耐え得る足腰の強い中小企業等への変革を促進し、地域経済の持続的成長の実現を図ります。また、省エネによるCO2排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO2排出量の約75%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与していきます。

補助対象者	県内の中小企業等(中小企業、組合等)		
補助上限額	300万円(補助下限額20万円)	補助率	2/3以内
補助対象経費	<p>①エネルギー消費量の10%以上減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>ア 高効率照明(LED等)</p>  <p>※蛍光管等からLEDの更新</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>イ 空調設備</p>  <p>※給湯室のエアコン等、直接的な事業活動に使用しない機器は対象になりません。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫</p>  <p>※給湯室の冷蔵庫等、直接的な事業活動に使用しない機器は対象になりません。</p> </div> </div> <p>②省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費(工事費等)</p> <p>③省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用</p>		
補助要件	<p>①更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により10%以上減少していること。製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入先、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が10%以上減少する証明を受けること</p> <p>②令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の3か月と比較し、上回っていること</p>		
その他	価格転嫁の円滑化に向けて福島県及び県内経済団体等で推進する「パートナーシップ構築宣言」をできる限り行うこと (実績報告まで)		



お問い合わせ 福島県エネルギーコスト削減補助金事務局 コールセンター

合わせ



TEL:0120-853-775 (9時30分～17時30分 土日祝日除く)

補助金ホームページ URL: <https://fukushima-energycost.jp/>

(福島県中小企業団体中央会 経営支援課 TEL:024-536-1265)



この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、福島県ではJ-クレジットによる取組を推進しています。
詳しくはこちらの福島県ホームページで！ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/f-jcredit-led.html>

